

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 七戸町 (都道府県: 青森県)  
 本事業の担当部局名 企画調整課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	七戸町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000 円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 七戸町は将来の深刻な人口減少が想定されるため、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を踏まえながら、当町における人口の現状分析を行い、今後目指すべき将来の方向性及び人口の将来展望やその対応策を示すためまち・ひと・しごと創生七戸町人口ビジョン及び総合戦略を平成27年12月の策定し、結婚支援を含めた総合的な人口減少に対する取り組みを始めたところである。 <本個別事業の位置付け> まち・ひと・しごと創生第2期七戸町総合戦略(令和2年度~令和6年度)において、政策分野3として「若い世代の結婚をかなえ、出産・子育てしやすい環境を整える」を基本目標の1つを掲げ、結婚・出産・子育ての希望を実現し、それに係る経済的支援や子育て環境を充実を進めていくこととしている。 具体的には、「結婚希望者のサポート強化」、「若い世代の出産・子育てにかかる経済的支援」の分野に区分されており、その中で「民間事業者との連携による結婚支援活動」や「出会い交流できる機会の創出」、「子育て環境にかかる経済的支援」、「子育て環境の充実」を個別施策に掲げているが、本個別事業はこの個別施策を強力に推進する事業として位置づけられる。 (本個別事業における現状と課題) (課題への対応)		

個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>			
	【補助対象要件】新規に婚姻した世帯に対して、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用、リフォーム費用に対する支援を実施する。			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【対象費目】			
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【その他独自要件】				
・町内会・常会に加入していること。 ・申請者及び世帯員全員に市町村税及びその他の納付金の滞納がないこと。 ・七戸町に2年以上継続して定住する意旨があること。 ・婚姻に伴う住宅賃借に係る経費については、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額を差し引いた後の金額から2万円を超えた部分の家賃のうち、2万円を上限に補助する。				
<b>2. 申請見込</b>				
①新規世帯見込				
上記のうち	7	世帯		
	ともに29歳以下	3	世帯	
	左記以外	4	世帯	
【積算根拠】				
令和3年の七戸町における夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の婚姻件数は15件であり、うち夫婦共に29歳以下の世帯は7件、30歳から39歳の世帯は8件であった。 また、令和3年国民生活基礎調査によると、所得500万円未満の世帯は全体の55%となることとなり、以上のことから見込件数を算出すると下記のとおりとなる。 【夫婦共に29歳以下】 7件 × 55% = 3件(端数切捨て) 【30歳から39歳】 8件 × 55% = 4件(端数切捨て) 3件 × 600千円 = 1,800千円      4件 × 300千円 = 1,200千円      合計3,000千円				
【令和4年度申請状況】				
( 令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月 )				
申請 見込 世帯数		5	世帯	

②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	無	世帯 円
	対象経費支出予定額			
<b>3. 広報の実施予定</b>				
・町広報紙、町ウェブサイト、町移住ポータルサイトでの情報発信 ・町役場町民課及び支所庶務課（転入、転居、婚姻届出の窓口）、企画調整課（地方創生担当）でのチラシ配布（300枚）及びポスター掲示 ・民間団体が実施する婚活イベントや町内の不動産業者でのチラシ配布（100枚）				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	普通出生率	%	6.30（令和6年）	5.07（平成30年）
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.44（平成25年～29年）	
	婚姻件数	件	39（令和2年）	
	婚姻率	%	2.7（令和2年）	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	60	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	60	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県が設置するあおもり出会いサポートセンターや上十三・十和田湖広域定住自立圏で実施する婚活イベントでチラシの配布を依頼する。 また、県ホームページでの広報を依頼する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間団体が実施する婚活イベントや町内の不動産業者に対しチラシの掲示等を依頼し、幅広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)  
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。  
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。  
 ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け  
 ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)  
 ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応  
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。  
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。  
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。  
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。  
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。